

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																
第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付	第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付																
第1節 通 則	第1節 通 則																
(協定税率を適用する国)	(協定税率を適用する国)																
3-3 法第3条ただし書の規定に基づき、協定税率を適用する国は、次表の協定税率の欄のとおりである。	3-3 法第3条ただし書の規定に基づき、協定税率を適用する国は、次表の協定税率の欄のとおりである。																
我が国の税率適用状況表	我が国の税率適用状況表																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>国（地域）名</th> <th>国定税率</th> <th>協定税率</th> <th>便益税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(アジア州) (省略) レバノン (省略)</td><td></td><td></td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	国（地域）名	国定税率	協定税率	便益税率	(アジア州) (省略) レバノン (省略)			○	<table border="1"> <thead> <tr> <th>国（地域）名</th> <th>国定税率</th> <th>協定税率</th> <th>便益税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(アジア州) (同左) レバノン (同左)</td><td></td><td></td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	国（地域）名	国定税率	協定税率	便益税率	(アジア州) (同左) レバノン (同左)			○
国（地域）名	国定税率	協定税率	便益税率														
(アジア州) (省略) レバノン (省略)			○														
国（地域）名	国定税率	協定税率	便益税率														
(アジア州) (同左) レバノン (同左)			○														
(注1) 国名末尾に※印の付されている国は、1994年ガット以外の条約の規定（最恵国約款）により協定税率を適用する国を示す。	(注1) 国名末尾に※印の付されている国は、1994年ガット以外の条約の規定（最恵国約款）により協定税率を適用する国を示す。																
(注2) 本表に記載されている国（地域）であって、外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）の別紙第1「統計国名符号表」の国名欄に記載されている国に該当するものについては、当該「統計国名符号表」の備考欄に記載されている事項を、本表に記載されている国（地域）に、それぞれ準用するものとする。	(注2) 本表に記載されている国（地域）であって、外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）の別紙第1「統計国名符号表」の国名欄に記載されている国に該当するものについては、当該「統計国名符号表」の備考欄に記載されている事項を、本表に記載されている国（地域）に、それぞれ準用するものとする。																
(納税義務者に関する用語の意義)	(納税義務者に関する用語の意義)																
6-1 法第6条に規定する納税義務者に関する用語の意義は、それぞれ次による。	6-1 法第6条に規定する納税義務者に関する用語の意義は、それぞれ次による。																
(1) 「貨物を輸入する者」とは、輸入取引（定率法第4条第1項に規定する輸入取引をいう。後記67-3-3の2において同じ。）により輸入される貨物については、原則として仕入書（ <u>又は船荷証券</u> ）に記載されている荷受人（輸入申告者の資格が限定されている場合（関税定率法施行令（昭和29年政令第155号）第7条第2項、第16条の2第2	(1) 「貨物を輸入する者」とは、輸入取引（定率法第4条第1項に規定する輸入取引をいう。後記67-3-3の2において同じ。）により輸入される貨物については、原則として仕入書（ <u>仕入書がない場合には船荷証券等</u> ）に記載されている荷受人（輸入申告者の資格が限定されている場合（関税定率法施行令（昭和29年政令第155号）第7条第2																

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>項、関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第33条の5第2項等）においては、その該当者（以下「限定申告者」という。）をいい、貨物が輸入の許可前に保税地域等において転売されたような場合には、その転得者をいう（以下これらの者を「輸入者」という。）。</p>	<p>項、第16条の2第2項、関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第33条の5第2項等）においては、その該当者（以下「限定申告者」という。）をいい、貨物が輸入の許可前に保税地域等において転売されたような場合には、その転得者をいう（以下これらの者を「輸入者」という。）。</p>
<p>(2) (省略)</p>	<p>(2) (同左)</p>
<p>第2節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>(特例申告の方法)</p> <p>7の2－1 特例申告の方法は次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 複数の輸入の許可に係る特例申告をまとめて行う場合（同一の輸入者に係るものに限る。以下「一括特例申告」という。）</p> <p>上記(1)によるほか、以下の事項に留意する。なお、輸入の許可を受けた数量又は価格に変更があるもの、又は輸入の許可の際に貨物が置かれていた場所の所在地をその区域とする都道府県が同一でないものについては、当分の間、上記(1)により行うこととするので留意する。</p> <p>(イ)及び(ロ) (省略)</p> <p>(ハ) 一括特例申告書中「貨物の個数・記号・番号」欄には、特例輸入者（法第7条の2第1項に規定する特例輸入者をいう。以下同じ。）にあっては特例輸入者の承認番号、特例委託輸入者（同項に規定する特例委託輸入者をいう。以下同じ。）にあっては認定通関業者（法第79条の2に規定する認定通関業者をいう。以下同じ。）の認定番号を記載するほか、それぞれ輸入許可を受けたときの申告番号及び保全担保（法第7条の8第1項又は第9条の2第3項の規定により提供される担保をいう。以下同じ。）の番号（法第7条の8第1項の規定により担保の提供を命じられた場合に限る。）を記載する。</p> <p>(特例輸入者の承認申請手続)</p>	<p>第2節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>(特例申告の方法)</p> <p>7の2－1 特例申告の方法は次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 複数の輸入の許可に係る特例申告をまとめて行う場合（同一の輸入者に係るものに限る。以下「一括特例申告」という。）</p> <p>上記(1)によるほか、以下の事項に留意する。なお、輸入の許可を受けた数量又は価格に変更があるもの、又は輸入の許可の際に貨物が置かれていた場所の所在地をその区域とする都道府県が同一でないものについては、当分の間、上記(1)により行うこととするので留意する。</p> <p>(イ)及び(ロ) (同左)</p> <p>(ハ) 一括特例申告書中「貨物の個数・記号・番号」欄には、特例輸入者（法第7条の2第1項に規定する特例輸入者をいう。以下同じ。）にあっては特例輸入者の承認番号、特例委託輸入者（同項に規定する特例委託輸入者をいう。以下同じ。）にあっては認定通関業者（法第79条の2に規定する認定通関業者をいう。以下同じ。）の認定番号を記載するほか、それぞれ輸入許可を受けたときの申告番号及び特例申告に係る保全担保（法第7条の8第1項の規定により提供される担保をいう。以下同じ。）の番号（同項の規定により担保の提供を命じられた場合に限る。）を記載する。</p> <p>(特例輸入者の承認申請手続)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>7の2－5 法第7条の2第1項の規定に基づく承認（以下「特例輸入者の承認」という。）の申請（以下この項から後記7の2－6までにおいて「承認申請」という。）は、「特例輸入者等承認・認定申請書」（C－9000）（以下この項から後記7の2－7までにおいて「承認申請書」という。）2通（原本、申請者用）を、原則として主たる貿易業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関の特例輸入者の承認に係る事務を担当する担当部門（以下「特例輸入担当部門」という。）に提出することにより行う。</p> <p>ただし、申請者の利便性等を考慮し、承認申請書の提出先税関（以下この項から後記7の13－1までにおいて「担当税関」という。）の最寄りの官署（以下この項から後記7の13－1までにおいて「署所」という。）の窓口担当部門（各税関の実情に応じて定める承認申請書の提出先部門をいう。以下この項から後記7の13－1までにおいて同じ。）へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書の提出があった署所の窓口担当部門は、当該承認申請書を速やかに本関の特例輸入担当部門に送付するものとする。</p> <p>なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 令第4条の5第1項第3号に規定する「その他参考となるべき事項」とは、次のような事項をいう。ただし、これらの事項が法令遵守規則に記載されている場合、申請者が法第67条の3第1項第1号の承認を受けており、これらの事項が既に明らかである場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、承認申請書への記載を省略し、又はその記載内容を簡略化することができる。</p> <p>イ～ヘ (省略)</p> <p>ト 直近の事業年度（四半期決算を含む。）に係る財務状況（後記7の8－1の(3)のイの①から<u>⑦</u>までに掲げる信用格付業者から格付を取得している法人にあっては、当該格付に関する資料を含む。）</p> <p>チヘル (省略)</p>	<p>7の2－5 法第7条の2第1項の規定に基づく承認（以下「特例輸入者の承認」という。）の申請（以下この項から後記7の2－6までにおいて「承認申請」という。）は、「特例輸入者等承認・認定申請書」（C－9000）（以下この項から後記7の2－7までにおいて「承認申請書」という。）2通（原本、申請者用）を、原則として主たる貿易業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関の特例輸入者の承認に係る事務を担当する担当部門（以下「特例輸入担当部門」という。）に提出することにより行う。</p> <p>ただし、申請者の利便性等を考慮し、承認申請書の提出先税関（以下この項から後記7の13－1までにおいて「担当税関」という。）の最寄りの官署（以下この項から後記7の13－1までにおいて「署所」という。）の窓口担当部門（各税関の実情に応じて定める承認申請書の提出先部門をいう。以下この項から後記7の13－1までにおいて同じ。）へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書の提出があった署所の窓口担当部門は、当該承認申請書を速やかに本関の特例輸入担当部門に送付するものとする。</p> <p>なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 令第4条の5第1項第3号に規定する「その他参考となるべき事項」とは、次のような事項をいう。ただし、これらの事項が法令遵守規則に記載されている場合、申請者が法第67条の3第1項第1号の承認を受けており、これらの事項が既に明らかである場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、承認申請書への記載を省略し、又はその記載内容を簡略化することができる。</p> <p>イ～ヘ (同左)</p> <p>ト 直近の事業年度（四半期決算を含む。）に係る財務状況（後記7の8－1の(3)のイの①から<u>⑤</u>までに掲げる格付機関から格付を取得している法人にあっては、当該格付に関する資料を含む。）</p> <p>チヘル (同左)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(特例輸入者に対する特例申告に係る担保提供命令)	(特例輸入者に対する特例申告に係る担保提供命令)
7の8-1 特例輸入担当部門は、特例輸入者の決算時（四半期決算を行っている者については、当該四半期決算を含む。）に財務諸表等の提出を求め、特例輸入者の財務状況を確認することとし、その結果、法第7条の8第1項の規定により特例輸入者に対し担保の提供を命ずることが適當とされた場合は、次により行うものとする。	7の8-1 特例輸入担当部門は、特例輸入者の決算時（四半期決算を行っている者については、当該四半期決算を含む。）に財務諸表等の提出を求め、特例輸入者の財務状況を確認することとし、その結果、法第7条の8第1項の規定により特例輸入者に対し担保の提供を命ずることが適當とされた場合は、次により行うものとする。
(1)及び(2) (省略)	(1)及び(2) (同左)
(3) 特例輸入者が上記(1)のハに掲げる場合に該当することとなった場合であっても、下記のいずれかに該当する場合は、担保の提供を求めないこととして差し支えない。	(3) 特例輸入者が上記(1)のハに掲げる場合に該当することとなった場合であっても、下記のいずれかに該当する場合は、担保の提供を求めないこととして差し支えない。
イ 以下のいずれかの <u>信用格付業者</u> から、A格相当以上の格付を取得している者	イ 以下のいずれかの <u>格付機関</u> から、A格相当以上の格付を取得している者
① 株式会社日本格付研究所 ② ムーディーズ・ジャパン株式会社 ③ ムーディーズ SF ジャパン株式会社 ④ S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社 ⑤ 株式会社格付投資情報センター ⑥ フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社 ⑦ S&P グローバル SF ジャパン株式会社	① 株式会社格付投資情報センター (R&I) ② 株式会社日本格付研究所 (JCR) ③ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク ④ スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス ⑤ フィッチレーティングスリミテッド (新規) (新規)
ロ～ニ (省略)	ロ～ニ (同左)
(申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出手続)	(申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出手続)
7の10-1 令第4条の13の規定による届出（以下この項において単に「届出」という。）の手続については、次による。	7の10-1 令第4条の13の規定による届出（以下この項において単に「届出」という。）の手続については、次による。
(1) (省略) (2) 「 <u>特例輸入者等承認・認定取りやめ届</u> 」には、届出者の住所及び氏名又は名称、輸出入者符号、承認を受けた年月日及び取りやめの理由を記載するものとする。	(1) (同左) (2) 「 <u>特例輸入者の承認等取りやめ届</u> 」には、届出者の住所及び氏名又は名称、輸出入者符号、承認を受けた年月日及び取りやめの理由を記載するものとする。
(修正申告の方法)	(修正申告の方法)
7の14-2 法第7条の14第1項に規定する修正申告については、当該修正申告に係る貨物についての法第7条第1項の納税申告をした税関官署	7の14-2 法第7条の14第1項に規定する修正申告については、当該修正申告に係る貨物についての法第7条第1項の納税申告をした税関官署

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>の長（法第7条の16第2項の規定による決定をした貨物についての修正申告については当該決定をした税関官署の長）に対して行うものとし、<u>その取扱いは次による。</u></p>	<p>の長（法第7条の16第2項の規定による決定をした貨物についての修正申告については当該決定をした税関官署の長）に対して、<u>次により行わせる。</u></p>
<p>(1) 修正申告は、令第4条の16第1項本文に規定する「関税修正申告書」（C-1020）1通に同項後段に規定する書類を添付して行うものとし、法第7条の14第2項に規定する補正による修正申告は、その申告に係る貨物の関税の納付（納期限の延長に係るものにあっては、担保枠の確認。以下、本項並びに後記7の15-1及び7の16-2において同じ。）前に限り認めるものとし、その方法は、令第4条の16第2項に規定するところによる。</p>	<p>(1) 修正申告は、令第4条の16第1項本文に規定する「関税修正申告書」（C-1020）1通に同項後段に規定する書類を添付して行わせ、法第7条の14第2項に規定する補正による修正申告は、その申告に係る貨物の関税の納付（納期限の延長に係るものにあっては、担保枠の確認。以下、本項並びに後記7の15-1及び7の16-2において同じ。）前に限り認めるものとし、その方法は、令第4条の16第2項に規定するところによる。</p>
<p>(2) 関税の納付後における修正申告の場合にあっては、輸入者は、その申告により増加する税額を記載した納付書を修正申告書に添付するものとする。関税の納付前における修正申告の場合にあっては、税関官署の長は、修正申告前の税額に係る納付書（納期限の延長（包括）に係るものにあっては、延長税額確認票（1片及び2片）。以下、本項並びに後記7の15-1並びに7の16-2の(1)から(4)まで及び(6)において同じ。）の提出を求め、修正申告後の税額に係る納付書に差し替えるものとする。</p>	<p>(2) 関税の納付後における修正申告の場合にあっては、その申告により増加する税額を記載した納付書を添付させ、関税の納付前における修正申告の場合にあっては、修正申告前の税額に係る納付書（納期限の延長（包括）に係るものにあっては、延長税額確認票（1片及び2片）。以下、本項並びに後記7の15-1並びに7の16-2の(1)から(4)及び(6)において同じ。）を修正申告後の税額に係る納付書に差し替えさせる。</p>
<p>なお、輸入者が、その修正申告に係る税額について法第9条の4ただし書に規定する財務省令で定める方法（税関関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成15年財務省令第7号。後記9の4-3及び9の4-4において「税関手続オンライン化省令」という。）第6条第1号に規定する方法に限る。以下この章において同じ。）による納付を希望する場合には、税関官署の長は、関税の納付前における修正申告の場合で修正申告前の税額に係る納付書があるときを除き、納付書の提出を求めないものとし、「納付番号通知情報」を交付する。</p>	<p>なお、法第9条の4ただし書に規定する財務省令で定める方法により納付する場合には、納付書の添付は要しない。ただし、関税の納付前における修正申告の場合で修正申告前の税額に係る納付書があるときは、これを添付させる。</p>
<p>(3) (省略)</p>	<p>(3) (同左)</p>
<p>(更正の手続)</p> <p>7の16-2 法第7条の16第1項又は第3項の規定による更正の手続は、次による。</p>	<p>(更正の手続)</p> <p>7の16-2 法第7条の16第1項又は第3項の規定による更正の手続は、次による。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(1)及び(2) (省略) (3) 納税申告に係る税額の納付前における更正の場合には、更正前の税額に係る納付書を更正後の税額に係る納付書に差し替える。ただし、法第9条の4ただし書に規定する財務省令で定める方法による納付を希望する場合には、納付書に代えて「納付番号通知情報」を送達し、更正前の税額に係る納付書があるときは、 <u>当該納付書を提出することを納税義務者に求める。</u>	(1)及び(2) (同左) (3) 納税申告に係る税額の納付前における更正の場合には、更正前の税額に係る納付書を更正後の税額に係る納付書に差し替える。ただし、法第9条の4ただし書に規定する財務省令で定める方法 <u>（税関関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成15年財務省令第7号。後記9の4-3及び9の4-4において「税関手続オンライン化省令」という。）</u> 第6条第1号に規定する方法に限る。以下この章において同じ。)による納付を希望する場合には、納付書に代えて「納付番号通知情報」を送達し、更正前の税額に係る納付書があるときは、 <u>これを提出する。</u>
(4) (省略) (5) 送達する更正通知書が納税申告に係る税額の納付後における増額更正に係るものであるときは、税関において増額更正に係る納付書の第1片から第4片まで（納付書・領収証書用、領収控用、領収済通知書用、税関用）に所要の記入を行い、その各片に更正通知書の番号を付記するとともに、その第3片（領収済通知書用）の「納付の目的」欄の下部余白に審査印を押なつした上、第1片から第3片までを更正通知書に添付して納税申告をした者に送達する。ただし、 <u>納税申告をした者が、その増額更正に係る税額について法第9条の4ただし書に規定する財務省令で定める方法による納付を希望する場合には、更正通知書に、納付書に代えて「納付番号通知情報」を添付して送達する。</u> また、その更正通知書が、先に更正通知書の発せられた更正に対する更正の請求に基づく再更正に係るものであるときは、前記 <u>7の15-1(3)により添付された</u> 更正通知書の余白に当該再更正に係る通知書の番号及び年月日を付記した上、これを当該再更正に係る通知書に添付して送達する。	(4) (同左) (5) 送達する更正通知書が納税申告に係る税額の納付後における増額更正に係るものであるときは、税関において増額更正に係る納付書の第1片から第4片まで（納付書・領収証書用、領収控用、領収済通知書用、税関用）に所要の記入を行い、その各片に更正通知書の番号を付記するとともに、その第3片（領収済通知書用）の「納付の目的」欄の下部余白に審査印を押なつした上、第1片から第3片までを更正通知書に添付して納税申告をした者に送達する。ただし、法第9条の4ただし書に規定する財務省令で定める方法による納付を希望する場合には、納付書に代えて「納付番号通知情報」を送達する。
(6) (省略) (決定の手続) 7の16-4 法第7条の16第2項に規定する決定の手続は、次による。	(6) (同左) (決定の手続) 7の16-4 法第7条の16第2項 <u>《決定》</u> に規定する決定の手続は、次による。 (1) 決定を行おうとする場合には、令第4条の18第2項に規定する記載

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>事項を記入した「関税決定通知書」(C-1040) 3通（原本、通知用、（統計用）を作成し、うち1通（原本）により決定の決議を行う。</p>	<p><u>記載事項</u>に規定する記載事項を記入した「関税決定通知書」(C-1040) 3通（原本、通知用、（統計用）を作成し、うち1通（原本）により決定の決議を行う。</p>
<p>(2) (省略)</p>	
<p>(3) 決定通知書を送達する場合には、税關において納付書の第1片から第4片まで（納付書・領收証書用、領收控用、領收済通知書用、税關用）に所要の記載を行い、その各片の「申告番号」欄に決定通知書の番号を記入するとともに、その第3片（領收済通知書用）の「納付の目的」欄下部余白に審査印を押なつした上、第1片から第3片までを決定通知書に添付して輸入者に送達する。ただし、輸入者が、その決定に係る税額について法第9条の4ただし書に規定する財務省令で定める方法による納付を希望する場合には、決定通知書に、納付書に代えて「納付番号通知情報」を添付して送達する。</p>	<p>(2) (同左)</p> <p>(3) 決定通知書を送達する場合には、税關において納付書の第1片から第4片まで（納付書・領收証書用、領收控用、領收済通知書用、税關用）に所要の記載を行い、その各片の「申告番号」欄に決定通知書の番号を記入するとともに、その第3片（領收済通知書用）の「納付の目的」欄下部余白に審査印を押なつした上、第1片から第3片までを決定通知書に添付して輸入者に送達する。<u>この場合においては、前記7の16-2（更正の手続）(5)前段ただし書の規定を準用する。</u></p>
<p>(4) 決定通知書（統計用）の「理由その他附記事項」欄には、決定に係る貨物が従価税品の場合にあっては、輸入統計品目表（昭和62年大蔵省告示第94号）に定める数量単位による数量、従量税品の場合にあっては、C I Fによる価格及びその貨物の原産地を記入する。</p>	<p>(4) 決定通知書（統計用）の「理由その他附記事項」欄には、決定に係る貨物が従価税品の場合にあっては、輸入統計品目表（昭和62年大蔵省告示第94号）に定める数量単位による数量、従量税品の場合にあっては、C I Fによる価格及びその貨物の原産地を記入する。</p>
<p>(5) 前記7-6(2)へ及び(3)の規定は、決定税額に係る納付書の第4片について準用する。</p>	<p>(5) 前記7-6 <u>（輸入（納税）申告書の受理及び審査）</u>(2)へ及び(3)の規定は、決定税額に係る納付書の第4片について準用する。</p>
<p>第3節 賦課課税方式による関税の確定</p>	<p>第3節 賦課課税方式による関税の確定</p>
<p>（賦課決定の手続）</p>	<p>（賦課決定の手続）</p>
<p>8-1 法第8条第1項の規定による賦課決定の手続は、次による。</p>	<p>8-1 法第8条第1項の規定による賦課決定の手續は、次による。</p>
<p>(1)及び(2) (省略)</p>	<p>(1)及び(2) (同左)</p>
<p>(3) 賦課課税方式が適用される貨物について輸入申告があった場合において、輸入の許可前にその申告に係る課税標準が税關長の調査したところと異なることが判明したときは、その課税標準を訂正させた上、法第8条第1項第1号イに該当するものとして処理して差し支えない。</p> <p>なお、この場合においては、輸入者等に納税告知書を送達することにより賦課決定の通知を行うことになる（同条第4項）ので、留意す</p>	<p>(3) 賦課課税方式が適用される貨物について輸入申告があった場合において、輸入の許可前にその申告に係る課税標準が税關長の調査したところと異なることが判明したときは、その課税標準を訂正させた上、法第8条第1項第1号イに該当するものとして処理して差し支えない。</p> <p>なお、この場合においては、輸入者等に納税告知書を送達することにより賦課決定の通知を行うことになる（同条第4項）ので、留意す</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>る。ただし、納税義務者が、その賦課決定に係る税額について法第9条の4ただし書に規定する財務省令で定める方法による納付を希望する場合には、納税告知書に代えて「納付番号通知情報」を送達する。</p>	
<p>(加算税に係る賦課決定の手続)</p>	
<p>8-2 法第8条第2項の規定による加算税に係る賦課決定の手続は、次による。</p>	
<p>(1)～(3) (省略)</p>	
<p>(4) 回付を受けた収納担当部門は、加算税賦課決定通知書及び加算税賦課決定明細書を点検精査の上、納付書の各片の「申告番号」欄に加算税賦課決定通知書の番号を記入するとともに、その第3片（領収済通知書用）の「納付の目的」欄下部余白に審査印を押なつした上、第1片から第3片までを加算税賦課決定通知書（通知用）に添付して納税義務者に送達する。</p>	
<p>(5) 納税義務者が、その加算税について法第9条の4ただし書に規定する財務省令で定める方法による納付を希望する場合には、上記(3)及び(4)の規定にかかわらず、加算税賦課決定通知書（通知用）に、納付書に代えて「納付番号通知情報」を添付して納税義務者に送達する。</p>	
<p>(6) 加算税に係る納付書の第4片の取扱いについては、前記7-6(2)△、(3)及び(4)の規定を準用する。</p>	
<p>(7) 法第12条の2第4項第1号の規定に基づき、正当な理由があると認められる事実により加算税を徴収しない場合には、上記(1)に準じた決議を行う。この場合において、加算税賦課決定通知書及び加算税賦課決定明細書の記載事項のうち、必要がないと認められる事項についてはその記入を省略して差し支えない。</p>	
<p>ただし、後記12の2-17(5)に該当する場合はこの限りではない。</p>	
<p>(加算税に係る再賦課決定の手続)</p>	
<p>8-4 加算税に係る法第8条第3項の規定による再賦課決定の手続は、次による。</p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(1) 加算税に係る再賦課決定を行おうとする場合には、令第6条第4項に規定する記載事項を記入した「<u>関税の加算税賦課決定通知書</u>」(C-1045) 2通（原本、通知用）（通関担当部門以外の部門の調査により再賦課決定を行う場合には、1通を加える。）を作成し、うち1通（原本）により再賦課決定の決議を行う。</p> <p>(2) 法第8条第4項の規定による加算税再賦課決定通知書の送達は、上記(1)の加算税賦課決定通知書（通知用）を納税義務者に送達して行う。</p> <p>(3) 加算税に係る再賦課決定により納付すべき税額が増加することとなる場合には、その増加する税額に係る加算税再賦課決定通知書に納付書（C-1010）を添付して送達する。この場合においては、前記8-2(3)から(5)までの規定を準用する。</p> <p>(4) 加算税に係る再賦課決定により納付すべき税額が減少することとなる場合において、先の加算税に係る賦課決定に係る税額が納付済であるときは、加算税に係る再賦課決定による減差税額を通知し、所定の手続により過誤納金を還付する。また、先の加算税に係る賦課決定に係る税額がいまだ納付されていないときは、加算税に係る再賦課決定による減少後の税額を記載した納付書（C-1010）を併せて送達する。この場合においては、前記8-2(3)から(5)までの規定を準用する。</p>	<p>(1) 加算税に係る再賦課決定を行おうとする場合には、令第6条第4項《<u>加算税再賦課決定通知書の記載事項</u>》に規定する記載事項を記入した「<u>関税の加算税賦課決定通知書</u>」(C-1045) 2通（原本、通知用）（通関担当部門以外の部門の調査により再賦課決定を行う場合には、1通を加える。）を作成し、うち1通（原本）により再賦課決定の決議を行う。</p> <p>(2) 法第8条第4項《<u>再賦課決定通知書</u>》の規定による加算税再賦課決定通知書の送達は、上記(1)の加算税賦課決定通知書（通知用）を納税義務者に送達して行う。</p> <p>(3) 加算税に係る再賦課決定により納付すべき税額が増加することとなる場合には、その増加する税額に係る加算税再賦課決定通知書に納付書（C-1010）を添付して送達する。この場合において、前記8-2(3)及び(4)の規定を準用する。</p> <p>(4) 加算税に係る再賦課決定により納付すべき税額が減少することとなる場合において、先の加算税に係る賦課決定に係る税額が納付済であるときは、加算税に係る再賦課決定による減差税額を通知し、所定の手続により過誤納金を還付する。また、先の加算税に係る賦課決定に係る税額がいまだ納付されていないときは、加算税に係る再賦課決定による減少後の税額を記載した納付書（C-1010）を併せて送達する。この場合において、前記8-2(3)及び(4)の規定を準用する。</p>

第4節 関税の納付及び徴収

(据置担保)

9の11-5 担保の提供者から据置担保を提供したい旨の申出があったときは、関税の徴収上支障がないと認められる限り、受理して差し支えない。この場合において、特例申告及び特例申告納期限延長に係る保全担保、個別納期限延長に係る担保、包括納期限延長に係る担保、特例委託輸入者の特例申告納期限延長に係る担保及び輸入許可前引取りに係る担保は、同一の担保物件で提供して差し支えない。（以下同一の担保物件で提供された担保を「併用担保」という。）

第4節 関税の納付及び徴収

(据置担保)

9の11-5 担保の提供者から据置担保を提供したい旨の申出があったときは、関税の徴収上支障がないと認められる限り、受理して差し支えない。この場合において、特例申告及び特例申告納期限延長に係る保全担保、個別納期限延長に係る担保、包括納期限延長に係る担保及び輸入許可前引取りに係る担保は、同一の担保物件で提供して差し支えない。（以下同一の担保物件で提供された担保を「併用担保」という。）

また、特例輸入者から、特例申告納期限延長に係る保全担保を据置担

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>また、特例輸入者から、特例申告納期限延長に係る保全担保を据置担保として提供したい旨の申出があったときは、当該保全担保を特例申告に係る保全担保と併用担保で提供することを求めるものとする。</p>	<p>保として提供したい旨の申出があったときは、当該保全担保を特例申告に係る保全担保と併用担保で提供することを求めるものとする。</p>
<p>なお、一括担保は据置担保とし、特例申告及び特例申告納期限延長に係る保全担保、包括納期限延長に係る担保、<u>特例委託輸入者の特例申告納期限延長に係る担保</u>又は輸入許可前引取りに係る担保として提供できるものとする。</p>	<p>なお、一括担保は据置担保とし、特例申告及び特例申告納期限延長に係る保全担保、包括納期限延長に係る担保又は輸入許可前引取りに係る担保として提供できるものとする。</p>
<p>第4章 保税地域</p>	<p>第4章 保税地域</p>
<p>第1節 総則</p>	<p>第1節 総則</p>
<p>(保税地域における貨物についての帳簿)</p>	<p>(保税地域における貨物についての帳簿)</p>
<p>34の2-3 法第34条の2の規定により貨物を管理する者が<u>設けること</u>とされている帳簿は、令第29条の2第1項又は第2項に規定する事項を記載したものであれば、税関用に特別の帳簿を<u>設ける</u>必要はなく、倉主等の営業用の帳簿又は保管カードに所要の事項を追記したものであっても差し支えない。この場合においては、外国貨物又は輸出しようとする貨物である旨を明らかにして表示するものとする。</p>	<p>34の2-3 法第34条の2の規定により貨物を管理する者の<u>備え付けること</u>とされている帳簿は、令第29条の2第1項又は第2項に規定する事項を記載したものであれば、税関用に特別の帳簿を<u>備える</u>必要はなく、倉主等の営業用の帳簿又は保管カードに所要の事項を追記したものであっても差し支えない。この場合においては、外国貨物又は輸出しようとする貨物である旨を明らかにして表示するものとする。</p>
<p>なお、総合保税地域（法第62条の8第1項第2号に掲げる行為を行う施設に限る。）における貨物を管理する者が<u>設けること</u>とされている帳簿については、後記61の3-1の(5)から(7)までの規定に準じて取り扱うものとする。</p>	<p>なお、総合保税地域（法第62条の8第1項第2号に掲げる行為を行う施設に限る。）における貨物を管理する者が<u>備え付けること</u>とされている帳簿については、後記61の3-1の(5)から(7)までの規定に準じて取り扱うものとする。</p>
<p>また、帳簿を保存する期間は、記載すべき事項が生じた日から起算して2年を経過する日（その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあっては、当該保税業務検査を受けた日）（法第50条第1項に規定する承認を受けた者に係る同項の届出を行った場所にあっては1年を経過する日）までとする。</p>	<p>また、帳簿を保存する期間は、記載すべき事項が生じた日から起算して2年を経過する日（その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあっては、当該保税業務検査を受けた日）（法第50条第1項に規定する承認を受けた者に係る同項の届出を行った場所にあっては1年を経過する日）までとする。</p>
<p>(社内管理規定の整備)</p>	<p>(社内管理規定の整備)</p>
<p>34の2-9 保税地域における貨物管理については、倉主等に次に掲げる基本項目を参考とした貨物管理に関する社内管理規定（CP=Compliance-</p>	<p>34の2-9 保税地域における貨物管理については、倉主等に次に掲げる基本項目を参考とした貨物管理に関する社内管理規定（CP=Compliance-</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>Program) (以下「社内管理規定」という。) を整備し、税関に提出することを求めるものとする。ただし、法第50条第1項又は第61条の5第1項に規定する届出に係る場所においては、法第50条第1項又は第61条の5第1項に規定する承認の申請の際に、令第42条第2項又は第50条の4第2項の規定に基づき提出された、法第51条第3号（法第62条において準用する場合を含む。）の規則をもって足りる。</p>	<p>Program) を整備させ、税関に提出させるものとする。ただし、法第50条第1項又は第61条の5第1項に規定する届出に係る場所においては、法第50条第1項又は第61条の5第1項に規定する承認の申請の際に、令第42条第2項又は第50条の4第2項の規定に基づき提出された、法第51条第3号（法第62条において準用する場合を含む。）の規則をもって足りる。</p>
<p>(1)～(5) (省略)</p>	
<p>(6) 教育訓練についての体制の整備</p>	<p>(6) 教育訓練についての体制の整備</p>
<p>倉主等が法人である場合は、当該法人（下記(7)及び(8)において「蔵置場等会社」という。）における<u>全て</u>の役員及び従業員が社内管理規定の方針及び手続きを理解し、関係法令の遵守、税関周知事項の徹底、社内管理規定における各人職務を明確に把握するための教育、訓練について体制を整備する。</p>	<p>倉主等が法人である場合は、当該法人（下記(7)及び(8)において「蔵置場等会社」という。）における<u>すべて</u>の役員及び従業員に対して、社内管理規定の方針及び手続きを理解させ、関係法令の遵守、税関周知事項の徹底、社内管理規定における各人職務を明確に把握させるための教育、訓練について体制を整備する。</p>
<p>また、倉主等が保税業務を他の者に委託している場合は、受託企業の役員及び従業員に対しても上記に準じた教育、訓練を行う体制を整備する。</p>	<p>また、倉主等が保税業務を他の者に委託している場合は、受託企業の役員及び従業員に対しても上記に準じた教育、訓練を行う体制を整備する。</p>
<p>(7)及び(8) (省略)</p>	
<p>（保税業務を委託する場合の範囲）</p>	<p>（保税業務を委託する場合の範囲）</p>
<p>34の2-11 保税地域の被許可者（指定保税地域においては、後記41の2-1に規定する「貨物管理者」をいう。以下この項において同じ。）が、当該保税地域における保税業務を他の者に委託する場合は、下記の全ての要件を充足する必要があるので留意する。この場合において、必要に応じ業務委託に関する契約書等の写しを提出することを求め、下記事項の充足状況を確認するものとする。なお、保税業務の委託に関する契約内容に変更があった場合には、必要に応じ変更後の契約書の写し又は当該変更の内容を明らかにした書類を速やかに提出することを求め、下記事項の充足状況に変更がないことを確認するものとする。</p>	<p>34の2-11 保税地域の被許可者（指定保税地域においては、後記41の2-1に規定する「貨物管理者」をいう。以下この項において同じ。）が、当該保税地域における保税業務を他の者に委託する場合は、下記の全ての要件を充足させるものとする。この場合において、必要に応じ業務委託に関する契約書等の写しを提出させ、下記事項の充足状況を確認するものとする。なお、保税業務の委託に関する契約内容に変更があった場合には、必要に応じ変更後の契約書の写し又は当該変更の内容を明らかにした書類を速やかに提出させ、下記事項の充足状況に変更がないことを確認するものとする。</p>
<p>(1) (省略)</p>	
<p>(2) <u>社内管理規定</u>に規定する社内管理体制における総合責任者、貨物管理責任者、顧客（荷主）責任者、委託関係責任者及び内部監査人が、被許可者の従業員であること。</p>	<p>(1) (同左)</p> <p>(2) 前記34の2-9（貨物管理に関する社内管理規定の整備）に規定する社内管理体制における総合責任者、貨物管理責任者、顧客（荷主）責任者、委託関係責任者及び内部監査人が、被許可者の従業員である</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>また、これらの者が、保税業務の受託者が行う保税業務に実質的に関与し、その責任を全うできる体制にあることが、社内管理規定等により明確にされていること。</p>	<p>こと。</p> <p>また、これらの者が、保税業務の受託者が行う保税業務に実質的に関与し、その責任を全うできる体制にあることが、<u>前記34の2-9により提出される</u>社内管理規定等により明確にされていること。</p>
<p>(3) (省略)</p>	<p>(3) (同左)</p>
<p>第3節 保税蔵置場</p>	<p>第3節 保税蔵置場</p>
<p>(保税蔵置場の許可の申請手続)</p>	<p>(保税蔵置場の許可の申請手続)</p>
<p>42-7 法第42条第1項の規定に基づく保税蔵置場の許可の申請は、申請者が法人の場合には、法人の代表者名により、「保税蔵置場許可申請書」(C-3120) 1通を税関に提出することを求めるものとする。なお、税関においてこれを許可したときは、「保税蔵置場許可書」(C-3130)を申請者に交付するものとし、許可しないこととしたときは、「保税蔵置場不許可通知書」(C-3135)により申請者に通知するものとする。</p>	<p>42-7 法第42条第1項の規定に基づく保税蔵置場の許可の申請は、申請者が法人の場合には、法人の代表者名により、「保税蔵置場許可申請書」(C-3120) 1通<u>(税関支署を経由する場合には、2通)</u>を税関に提出することにより行うものとする。なお、税関においてこれを許可したときは、「保税蔵置場許可書」(C-3130)を申請者に交付するものとし、許可しないこととしたときは、「保税蔵置場不許可通知書」(C-3135)により申請者に通知するものとする。</p>
<p>(許可申請書の添付書類の取扱い)</p>	<p>(許可申請書の添付書類の取扱い)</p>
<p>42-8 許可申請書に添付する書類の取扱いは次による。</p>	<p>42-8 許可申請書に添付する書類の取扱いは次による。</p>
<p>(1) (省略)</p>	<p>(1) (同左)</p>
<p>(2) 令第35条第2項第6号に規定する「その他参考となるべき書類」としては、次のものを添付させる。</p>	<p>(2) 令第35条第2項第6号に規定する「その他参考となるべき書類」としては、次のものを添付させる。</p>
<p>イ～ニ (省略)</p>	<p>イ～ニ (同左)</p>
<p>ホ 社内管理規定</p>	<p>ホ <u>前記34の2-9 (貨物管理に関する社内管理規定の整備) に規定する貨物管理に関する社内管理規定</u></p>
<p>(3)及び(4) (省略)</p>	<p>(3)及び(4) (同左)</p>
<p>(許可の期間の更新の手続等)</p>	<p>(許可の期間の更新の手続等)</p>
<p>42-12 法第42条第2項ただし書の規定に基づく保税蔵置場の許可の期間の更新の手続等については、次による。</p>	<p>42-12 法第42条第2項ただし書の規定に基づく保税蔵置場の許可の期間の更新の手続等については、次による。</p>
<p>(1) 許可の期間の更新の申請は、「保税蔵置場・工場許可期間の更新申請書」(C-3140) 1通を税関に提出することを求めるものとする。</p>	<p>(1) 許可の期間の更新の申請は、「保税蔵置場・工場許可期間の更新申請書」(C-3140) 1通<u>(税関支署を経由する場合には、2通)</u>を税関</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>なお、税関において更新を認めたときは、「保税蔵置場・工場許可期間の更新書」(C-3150)を交付するものとし、認めないとしたときは、「保税蔵置場・保税工場許可期間の更新をしない旨の通知書」(C-3155)により申請者に通知するものとする。</p>	<p>に提出することにより行うものとする。なお、税関において更新を認めたときは、「保税蔵置場・工場許可期間の更新書」(C-3150)を交付するものとし、認めないとしたときは、「保税蔵置場・保税工場許可期間の更新をしない旨の通知書」(C-3155)により申請者に通知するものとする。</p>
<p>(2)～(6) (省略)</p>	<p>(2)～(6) (同左)</p>
<p>(保税蔵置場の許可の基準)</p>	<p>(保税蔵置場の許可の基準)</p>
<p>43-1 保税蔵置場の許可に関する法第43条第8号から第10号までに規定する事項の審査に当たっては、次の各号の要件を充足するものに限り適格なものとして取り扱うものとする。</p>	<p>43-1 保税蔵置場の許可に関する法第43条第8号から第10号までに規定する事項の審査に当たっては、次の各号の要件を充足するものに限り適格なものとして取り扱うものとする。</p>
<p>(1)及び(2) (省略)</p>	<p>(1)及び(2) (同左)</p>
<p>(3) 施設的要件</p>	<p>(3) 施設的要件</p>
<p>許可申請書に添付された社内管理規定に基づき、保税地域における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適切な保全を図るための体制が確保できる施設であること。また、当該施設につき、原則として、以下の措置が講じてあること。ただし、保税地域の立地場所、蔵置貨物の種類その他の事情を勘案し、当該措置を探ることが不可能又は不要な場合には、貨物の保全を図るため必要な範囲において適宜の措置が講じてあること。</p>	<p>許可申請書に添付された前記34の2-9に規定する貨物管理に関する社内管理規定に基づき、保税地域における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適正な保全を図るための体制が確保できる施設であること。また、当該施設につき、原則として、以下の措置が講じてあること。ただし、保税地域の立地場所、蔵置貨物の種類その他の事情を勘案し、当該措置を探ることが不可能又は不要な場合には、貨物の保全を図るため必要な範囲において適宜の措置が講じてあること。</p>
<p>イ及びロ (省略)</p>	<p>イ及びロ (同左)</p>
<p>(4) (省略)</p>	<p>(4) (同左)</p>
<p>(貨物の収容能力の増加についての取扱い)</p>	<p>(貨物の収容能力の増加についての取扱い)</p>
<p>44-1 新たに保税蔵置場として利用しようとする建設物その他の施設が次の(1)及び(2)に該当するときは、現に保税蔵置場として利用している蔵置場の貨物の収容能力を増加するものとして、法第44条第1項の規定に基づき、届出により処理することとして差し支えない。</p>	<p>44-1 新たに保税蔵置場として利用しようとする建設物その他の施設が次の(1)及び(2)に該当するときは、現に保税蔵置場として利用している蔵置場の貨物の収容能力を増加するものとして、法第44条第1項の規定に基づき、届出により処理することとして差し支えない。</p>
<p>(1) (省略)</p>	<p>(1) (同左)</p>
<p>(2) 貨物の収容能力の増加分が、現に保税蔵置場として利用している蔵置場の収容能力を超えないものであること又は社内管理規定若しくは法第51条第3号に規定する規則に変更をきたさないと認められる場合</p>	<p>(2) 貨物の収容能力の増加分が、現に保税蔵置場として利用している蔵置場の収容能力を超えないものであること又は前記34の2-9の規定により提出された貨物管理に関する社内管理規定若しくは法第51条第3号に規定する規則に変更をきたさないと認められる場合</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>であること</p> <p>(許可の承継の承認手続等)</p> <p>48の2－1 令第39条の2の規定に基づく保税蔵置場の許可の承継の承認申請手続等は、次による。</p>	<p>3号に規定する規則に変更をきたさないと認められる場合であること</p> <p>(許可の承継の承認手続等)</p>
<p>(1) 許可の承継の承認申請は、「保税蔵置場・保税工場・保税展示場・総合保税地域許可の承継の承認申請書」(C-3195) 1通を税関に提出することを求めるものとする。なお、税関においてこれを認めたときは、「保税蔵置場・保税工場・保税展示場・総合保税地域許可の承継の承認書」(C-3196)を交付するものとし、承認しないこととしたときは、「保税蔵置場・保税工場・保税展示場・総合保税地域許可の承継の不承認通知書」(C-3197)により申請者に通知するものとする。</p> <p>(2)～(7) (省略)</p> <p>(届出の取扱い)</p> <p>50－1 法第50条第1項の規定に基づく届出の取扱いは、次による。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) 上記(5)なお書きにより申出書を受理した所轄税関は、前記42－8、42－10、42－11及び42－13並びに43－1から43－3までの規定に準じて処理するものとするが、添付書類の提出は、社内管理規定を除き、原則として省略して差し支えない。なお、この場合において、上記(5)による申出を認めた場合には、「保税蔵置場許可書」(C-3130)を申請者に交付するものとし、当該申出を認めないこととしたときは、「保税蔵置場不許可通知書」(C-3135)により申請者に通知する。</p>	<p>48の2－1 令第39条の2の規定に基づく保税蔵置場の許可の承継の承認申請手続等は、次による。</p> <p>(1) 許可の承継の承認申請は、「保税蔵置場・保税工場・保税展示場・総合保税地域許可の承継の承認申請書」(C-3195) 1通 <u>（税関支署を経由する場合には、2通）</u>を税関に提出することにより行わせるものとする。なお、税関においてこれを認めたときは、「保税蔵置場・保税工場・保税展示場・総合保税地域許可の承継の承認書」(C-3196)を交付するものとし、承認しないこととしたときは、「保税蔵置場・保税工場・保税展示場・総合保税地域許可の承継の不承認通知書」(C-3197)により申請者に通知するものとする。</p> <p>(2)～(7) (同左)</p> <p>(届出の取扱い)</p> <p>50－1 法第50条第1項の規定に基づく届出の取扱いは、次による。</p> <p>(1)～(5) (同左)</p> <p>(6) 上記(5)なお書きにより申出書を受理した所轄税関は、前記42－8、42－10、42－11及び42－13並びに43－1から43－3までの規定に準じて処理するものとするが、添付書類の提出は、<u>前記34の2－9に規定する</u>社内管理規定を除き、原則として省略して差し支えない。なお、この場合において、上記(5)による申出を認めた場合には、「保税蔵置場許可書」(C-3130)を申請者に交付するものとし、当該申出を認めないこととしたときは、「保税蔵置場不許可通知書」(C-3135)により申請者に通知する。</p>
<p>(保税蔵置場の許可の特例を受ける必要がなくなった旨の届出手続)</p> <p>52の2－1 令第43条の2の規定による届出（以下この項において「取りやめの届出」という。）の手続については、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 「<u>特例輸入者等承認・認定取りやめ届</u>」には、届出者の住所又は居</p>	<p>(保税蔵置場の許可の特例を受ける必要がなくなった旨の届出手続)</p> <p>52の2－1 令第43条の2の規定による届出（以下この項において「取りやめの届出」という。）の手続については、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 「<u>特例輸入者の承認等取りやめ届</u>」には、届出者の住所又は居所及</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>所及び氏名又は名称、承認を受けた年月日、取りやめの理由及び法第50条第1項に規定する届出に係る場所に外国貨物があるときは、その旨を記載する。</p> <p>(3)及び(4) (省略)</p>	<p>び氏名又は名称、承認を受けた年月日、取りやめの理由及び法第50条第1項に規定する届出に係る場所に外国貨物があるときは、その旨を記載する。</p> <p>(3)及び(4) (同左)</p>
<p>第4節 保税工場</p> <p>（保税工場の許可の申請手続）</p> <p>56-8 法第56条第1項の規定に基づく保税工場の許可の申請は、申請者が法人の場合には、法人の代表者名により、「保税工場許可申請書」（C-3200）1通を税関に提出すること<u>を求める</u>ものとする。</p> <p>なお、税関においてこれを許可したときは、「保税工場許可書」（C-3210）を申請者に交付するものとし、許可しないこととしたときは、「保税工場不許可通知書」（C-3215）により申請者に通知するものとする。</p>	<p>第4節 保税工場</p> <p>（保税工場の許可の申請手続）</p> <p>56-8 法第56条第1項の規定に基づく保税工場の許可の申請は、申請者が法人の場合には、法人の代表者名により、「保税工場許可申請書」（C-3200）1通<u>（税関支署を経由する場合には、2通）</u>を税関に提出することにより行うものとする。なお、税関においてこれを許可したときは、「保税工場許可書」（C-3210）を申請者に交付するものとし、許可しないこととしたときは、「保税工場不許可通知書」（C-3215）により申請者に通知するものとする。</p>
<p>（許可の期間の更新手続等）</p> <p>56-15 法第61条の4において準用する法第42条第2項ただし書の規定に基づく保税工場の許可の期間の更新の手続等については、次による。</p> <p>(1) 許可の期間の更新の申請は、「保税蔵置場・工場許可期間の更新申請書」（C-3140）1通をその工場の所在地を管轄する税関に提出することによ<u>って</u>行わせ、税関において更新を認めたときは、「保税蔵置場・工場許可期間の更新書」（C-3150）を交付する。</p>	<p>（許可の期間の更新手続等）</p> <p>56-15 法第61条の4において準用する法第42条第2項ただし書の規定に基づく保税工場の許可の期間の更新の手続等については、次による。</p> <p>(1) 許可の期間の更新の申請は、「保税蔵置場・工場許可期間の更新申請書」（C-3140）1通<u>（税関支署を経由する場合には、2通）</u>をその工場の所在地を管轄する税関に提出することによ<u>って</u>行わせ、税関において更新を認めたときは、「保税蔵置場・工場許可期間の更新書」（C-3150）を交付する。</p>
<p>(2)～(4) (省略)</p>	
<p>（保税工場における記帳義務）</p> <p>61の3-1 法第61条の3の規定により保税工場の許可を受けた者が<u>設ける</u>こととされる帳簿の記帳等については、次によるものとする。</p> <p>(1) 帳簿の様式は、適宜の様式によ<u>って</u>差し支えないものとし、内容的に重複する事項は<u>省略する</u>。（例えば、同一の貨物について各欄に記号を記入する必要はなく、最初の欄だけで足りる。）</p>	<p>（保税工場における記帳義務）</p> <p>61の3-1 法第61条の3の規定により保税工場の許可を受けた者が<u>備え付ける</u>こととされる帳簿の記帳等については、次によるものとする。</p> <p>(1) 帳簿の様式は、適宜の様式によ<u>らせて</u>差し支えないものとし、内容的に重複する事項は<u>省略させる</u>。（例えば、同一の貨物について各欄に記号を記入する必要はなく、最初の欄だけで足りる。）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>営業上の帳簿によることはもとより差し支えないが、この場合においては、所要の事項を追記し、外国貨物である旨を明確にするよう措置を求める。</p> <p>(2) 指定保税工場以外の保税工場の記帳は、保税作業終了届に所要の事項を追記してこれを一括ファイルすることにより代用して差し支えない。この場合、原料品の搬入及び使用の事績は、事前に保税工場に置くこと等の承認を受けている場合にあっては、令第50条第3項の規定により当該承認書に裏書を行うこととして差し支えない。</p> <p>なお、この場合においては、別に「使用内訳表」(C-3230)を添付するものとする。</p> <p>(3) 原料品と製品を別個の帳簿に記載することとしている場合においては、それらの相互の関係を明確にするため、年別に一連の番号とした製造番号（工場側が作業計画に基づいて付した保税作業ごとの番号又は受注の番号）をそれぞれの記載部分に付記する。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) 記帳は、毎日の事績を確実に記録する。</p> <p>(6) 保税工場における原料品及び製品の受払い並びに工程の管理に関する製造計画表、入荷伝票、倉出伝票、作業日報その他の伝票類は、これら以外のものと区別を明らかにするための表示をするとともに、当該許可に係る工場内に保存し、必要に応じて提示を求めるものとする。</p> <p>(7) 見本の一時持出し、内外貨混合使用及び保税工場外における保税作業に係る許可又は承認若しくはこれらの書類の写しは、保税工場に保存し、必要に応じ提示を求めるものとする。</p> <p>(8)～(10) (省略)</p>	<p>営業上の帳簿によることはもとより差し支えないが、この場合においては、所要の事項を追記し、外国貨物である旨を明確にするよう措置させるものとする。</p> <p>(2) 指定保税工場以外の保税工場の記帳は、保税作業終了届に所要の事項を追記してこれを一括ファイルすることにより代用させて差し支えない。この場合、原料品の搬入及び使用の事績は、事前に保税工場に置くこと等の承認を受けている場合にあっては、令第50条第3項の規定により当該承認書に裏書させることとして差し支えない。</p> <p>なお、この場合においては、別に「使用内訳表」(C-3230)を添付させるものとする。</p> <p>(3) 原料品と製品を別個の帳簿に記載することとしている場合においては、それらの相互の関係を明確にするため、年別に一連の番号とした製造番号（工場側が作業計画に基づいて付した保税作業ごとの番号又は受注の番号）をそれぞれの記載部分に付記させる。</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) 記帳は、毎日の事績を確実に記録させる。</p> <p>(6) 保税工場における原料品及び製品の受払い並びに工程の管理に関する製造計画表、入荷伝票、倉出伝票、作業日報その他の伝票類は、これら以外のものと区別を明らかにするための表示をさせるとともに、当該許可に係る工場内に保存させ、必要に応じて提示させるものとする。</p> <p>(7) 見本の一時持出し、内外貨混合使用及び保税工場外における保税作業に係る許可又は承認若しくはこれらの書類の写しは、保税工場に保存させ、必要に応じ提示させるものとする。</p> <p>(8)～(10) (同左)</p>

第6節 総合保税地域

(総合保税地域の許可の基準)

62の8-3 法第62条の8第2項の規定による総合保税地域の許可基準は、次による。

(1) 同項第1号に規定する「所有され、又は管理される」については、

第6節 総合保税地域

(総合保税地域の許可の基準)

62の8-3 法第62条の8 《総合保税地域の許可》第2項の規定による総合保税地域の許可基準は、次による。

(1) 同項第1号に規定する「所有され、又は管理される」については、

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>申請者が申請に係る一団の土地等につき所有権又は借地権等法律上の権利をもって所有又は管理していることを原則とする。ただし、申請に係る一団の土地等の一部について申請者が法律上の権利をもって所有又は管理していない場合であっても、申請者と当該一部の土地等における貨物管理者とが次に掲げる事項について合意しており、申請者が総合保税地域の許可要件の具備状況及び保税地域の管理・運営状況を常に把握できると認められる場合については、同号に規定する所有又は管理がされていると認めて差し支えない。</p> <p>イ～ハ (省略)</p> <p>(2) 同項第3号に規定する「前項各号に掲げる行為が総合的に行われる」については、法第62条の8第1項各号のうち、いずれか一つの号に掲げる全ての行為が欠ける場合であっても、一団の土地等の位置及び当該一団の土地等において行われる事業の内容等を勘案し、輸入の円滑化その他の貿易の振興に特に資するものとして税関長が認めた場合には、同条第2項第3号に規定する基準に適合するものとする。</p> <p>(3) 同項第4号に規定する「設備」については、申請に係る総合保税地域と当該地域以外の場所とを区別するため、当該地域にしよう壁その他これに類する施設を設ける等適正な貨物管理を行う上で十分と認められるものである場合には、同号に規定する基準に適合するものとする。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(総合保税地域の許可の申請手続)</p> <p>62の8-5 令第51条の9の規定による総合保税地域の許可の申請は、「総合保税地域許可申請書」(C-3500) 1通を税関に提出することを求めるものとする。</p> <p>なお、税関においてこれを許可したときは、「総合保税地域許可書」(C-3510)を申請者に交付するものとし、許可しないこととしたときは、「総合保税地域不許可通知書」(C-3515)により申請者に通知するものとする。</p> <p>また、新たに総合保税地域の許可をしようとするときは、あらかじめ本省に報告するものとする。</p>	<p>申請者が申請に係る一団の土地等につき所有権又は借地権等法律上の権利をもって所有又は管理していることを原則とする。ただし、申請に係る一団の土地等の一部について申請者が法律上の権利をもって所有又は管理していない場合であっても、申請者と当該一部の土地等における貨物管理者とが次に掲げる事項について合意しており、申請者が総合保税地域の許可要件の具備状況及び保税地域の管理・運営状況を常に把握できると認められる場合については、同号に規定する所有又は管理がされていると認めて差し支えない。</p> <p>イ～ハ (同左)</p> <p>(2) 同項第3号に規定する「前項各号に掲げる行為が総合的に行われる」については、法第62条の8第1項各号のうち、いずれか一つの号に掲げる全ての行為が欠ける場合であっても、一団の土地等の位置及び当該一団の土地等において行われる事業の内容等を勘案し、輸入の円滑化その他の貿易の振興に特に資するものとして税関長が認めた場合には、同条第2項第3号に規定する基準に適合するものとする。</p> <p>(3) 同項第4号に規定する「設備」については、申請に係る総合保税地域と当該地域以外の場所とを区別するため、当該地域にしよう壁その他これに類する施設を設ける等適正な貨物管理を行ううえで十分と認められるものである場合には、同号に規定する基準に適合するものとする</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(総合保税地域の許可の申請手続)</p> <p>62の8-5 令第51条の9の規定による総合保税地域の許可の申請は、「総合保税地域許可申請書」(C-3500) 1通(税関支署を経由する場合には、2通)を税関に提出することにより行うものとする。なお、税関においてこれを許可したときは、「総合保税地域許可書」(C-3510)を申請者に交付するものとし、許可しないこととしたときは、「総合保税地域不許可通知書」(C-3515)により申請者に通知するものとする。</p> <p>また、新たに総合保税地域の許可をしようとするときは、あらかじめ本省に報告するものとする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(許可の期間の更新の手続等)</p>	<p>(許可の期間の更新の手続等)</p>
<p>62の8-10 法第62条の15において準用する法第42条第2項ただし書の規定に基づく総合保税地域の許可の期間の更新の手続等については、次による。</p>	<p>62の8-10 法第62条の15において準用する法第42条第2項ただし書の規定に基づく総合保税地域の許可の期間の更新の手続等については、次による。</p>
<p>(1) 許可の期間の更新の申請は、「総合保税地域許可期間の更新申請書」(C-3520) 1通を税関に提出することにより行うものとする。なお、税関において更新を認めたときは、「総合保税地域許可期間の更新書」(C-3530) を交付するものとし、<u>認めないこととしたときは、「総合保税地域許可期間の更新をしない旨の通知書」(C-3535)</u>により申請者に通知するものとする。</p>	<p>(1) 許可の期間の更新の申請は、「総合保税地域許可期間の更新申請書」(C-3520) 1通 <u>(税関支署を経由する場合には、2通)</u> を税関に提出することにより行うものとする。なお、税関において更新を認めたときは、「総合保税地域許可期間の更新書」(C-3530) を交付するものとし、<u>許可しないこととしたときは、「総合保税地域許可期間の更新をしない旨の通知書」(C-3535)</u>により申請者に通知するものとする。</p>
<p>(2)～(4) (省略)</p>	<p>(2)～(4) (同左)</p>
<p>(法令に基づく保税蔵置場等についての規定の準用)</p>	<p>(法令に基づく保税蔵置場等についての規定の準用)</p>
<p>62の15-1 この節に特別の定めがあるほか、法第62条の15の規定により総合保税地域について準用されることとされている法の各条文に関する取扱いについては、それぞれ当該条文につき規定している前記第3節から第5節までの規定の取扱いに準ずる。この場合において、45-3中「保税蔵置場の許可を受けた者」とあるのは「総合保税地域の許可を受けた法人又は貨物を管理する者」と、「当該保税蔵置場」とあるのは「当該総合保税地域」と、46-1中「保税蔵置場の許可を受けた者」とあるのは「総合保税地域の許可を受けた法人又は貨物を管理する者」と、「保税蔵置場」とあるのは「総合保税地域又は貨物施設」と、46-2及び46-3中「保税蔵置場の」とあるのは「総合保税地域又は貨物施設の」と、62の4-4中「展示等」とあるのは「総保入」と読み替えるものとする。</p>	<p>62の15-1 この節に特別の定めがあるほか、法第62条の15 <u>《保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用》</u> の規定により総合保税地域について準用されることとされている法の各条文に関する取扱いについては、それぞれ当該条文につき規定している前記第3節から第6節までの規定の取扱いに準ずる。この場合において、45-3中「保税蔵置場の許可を受けた者」とあるのは「総合保税地域の許可を受けた法人又は貨物を管理する者」と、「当該保税蔵置場」とあるのは「当該総合保税地域」と、46-1中「保税蔵置場の許可を受けた者」とあるのは「総合保税地域の許可を受けた法人又は貨物を管理する者」と、「当該保税蔵置場」とあるのは「当該総合保税地域」と、46-2及び46-3中「保税蔵置場の」とあるのは「総合保税地域又は貨物施設」と、46-2及び46-3中「保税蔵置場の」とあるのは「総合保税地域又は貨物施設の」と、62の4-4中「展示等」とあるのは「総保入」と読み替えるものとする。</p>
<p>第5章 運送</p>	<p>第5章 運送</p>
<p>(保税運送の特例を受ける必要がなくなった旨の届出手続)</p>	<p>(保税運送の特例を受ける必要がなくなった旨の届出手続)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>63の6－1 令55条の7の規定による届出（以下この項において「届出」という。）の手続については、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 「<u>特例輸入者等承認・認定取りやめ届</u>」には、届出者の住所及び氏名又は名称、承認を受けた年月日、取りやめの理由及び特定保税運送に係る外国貨物の全てが運送先に到着している旨を記載する。</p>	<p>63の6－1 令55条の7の規定による届出（以下この項において「届出」という。）の手続については、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 「<u>特例輸入者の承認等取りやめ届</u>」には、届出者の住所及び氏名又は名称、承認を受けた年月日、取りやめの理由及び特定保税運送に係る外国貨物の全てが運送先に到着している旨を記載する。</p>
<p>第6章 通関</p>	<p>第6章 通関</p>
<p>第1節の2 輸出申告の特例</p>	<p>第1節の2 輸出申告の特例</p>
<p>（認定製造者の認定を受けている必要がなくなった旨の届出手続）</p>	<p>（認定製造者の認定を受けている必要がなくなった旨の届出手続）</p>
<p>67の15－1 令第59条の17の規定による届出（以下この項において「届出」という。）の手続については、次による。</p>	<p>67の15－1 令第59条の17の規定による届出（以下この項において「届出」という。）の手続については、次による。</p>
<p>(1) (省略)</p>	<p>(1) (同左)</p>
<p>(2) 「<u>特例輸入者等承認・認定取りやめ届</u>」には、届出者の住所及び氏名又は名称、認定を受けた年月日、取りやめの理由を記載するものとする。</p>	<p>(2) 「<u>特例輸入者の承認等取りやめ届</u>」には、届出者の住所及び氏名又は名称、認定を受けた年月日、取りやめの理由を記載するものとする。</p>
<p>第6章の2 認定通関業者</p>	<p>第6章の2 認定通関業者</p>
<p>（認定通関業者の認定を受けている必要がなくなった旨の届出）</p>	<p>（認定通関業者の認定を受けている必要がなくなった旨の届出）</p>
<p>79の3－1 令第69条の2の規定による届出（以下この項において単に「届出」という。）の手続については、次による。</p>	<p>79の3－1 令第69条の2の規定による届出（以下この項において単に「届出」という。）の手続については、次による。</p>
<p>(1) (省略)</p>	<p>(1) (同左)</p>
<p>(2) 「<u>特例輸入者等承認・認定取りやめ届</u>」には、届出者の住所及び氏名又は名称、認定を受けた年月日、取りやめの理由を記載するものとする。</p>	<p>(2) 「<u>特例輸入者の承認等取りやめ届</u>」には、届出者の住所及び氏名又は名称、認定を受けた年月日、取りやめの理由を記載するものとする。</p>